

# 消防のしくみ

## 1. 消防機関

消防団だけが消防でないことは皆さんご存じのとおりで、市町村の消防機関として「消防組織法」は第9条で次のように定めています。

「市町村は、その消防事務を処理するため、左記に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。」

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

それでは、これらの機関がどのような役割を果たすのか、簡単に記してみます。

### (1) 消防本部

消防本部は、消防の任務を遂行するため必要な予算、庶務、企画立案及び人事等の事務を行います。

### (2) 消防署

消防署は、第一線の活動部隊としての役割を果たし、火災、災害及び人命の救助救出に直接携わるとともに、火災予防活動に従事します。

### (3) 消防団

●常備消防と非常備消防団は車の車輪のように共存共栄



消防団は、消防署で対応できない火災、災害及び人命の救助救出に出動するとともに、火災予防の啓蒙普及活動を行います。

消防署の設置されていない地域の消防団は、消防署の役割を果たさなければなりません。

# 消防団の仕事

## 1. 国民を災害から守る

### 「消防組織法」の第1条に

「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。」とその任務がはっきりと明示されております。この任務を遂行することが、消防団在立の目的であり、消防団員の使命であります。

## 2. 崇高で重要な任務

法で示された任務を、具体的にわけてみます。

(1) 火災から国民の生命、身体及び財産を保護すること

(2) 水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減すること  
ですから非常に重大な任務であります。限りある人間の体力と知力をもってこの任務を遂行する消防団員こそ、崇高なものといわざるを得ない聖職であります。だからこそ、国民の寄せる信頼は大きいのです。

## 3. 仕事は有事と平時に分けられる

前に述べたように、大切な任務を背負った消防団員の災害出動には、どんなのものがあのでしょうか。また、災害のないときには、どんな活動をするのか箇条書きにしてみましょう。

### (1)災害の場合



● 救助

- 1.火災(建物火災、林野火災、船舶火災、車両火災、航空機火災等)
- 2.風水害(台風、集中豪雨、洪水、高潮等)
- 3.地震(津波、噴火等)
- 4.崖くずれ、山くずれ、地すべり等

このほか人命救助、避難誘導、救急救助等に加え、警察業務や海上保安業務に対する協力要請による活動もあります。

### (2)災害のない場合



● 訓練

災害のない場合でも、“治に居て乱を忘れず”“常在戦場”の心構えで、消防団にはさまざまな仕事があります。

- 1.火災予防活動
- 2.警備警戒活動
- 3.教育訓練活動
- 4.機械器具等の点検等

## 消防団員の身分

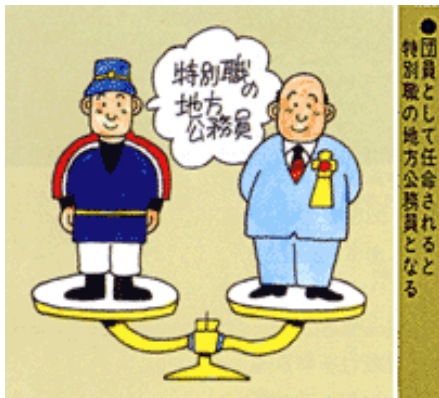


● 消防団員は消防団長から任命される

### 1.消防団員は特別職の地方公務員である

消防団員の皆さんは、本業を持っているにもかかわらず、地域住民の安全のために消防団活動も行っております。団員として任命されたからには、立派な特別職の地方公務員なのです。その根拠は「地方公務員法第3条」に次のように明記されております。

「地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。



3. 特別職は、左記に掲げる職とする。

#### 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職」

したがって消防団員の皆さんは、市町村長さんや助役さん、収入役さん、議員さんなどと同じ特別職の地方公務員であるという認識の上に立って行動していただくなくてはなりませんし、またいろいろの制約もありますので、簡単に列挙してみましよう。

#### (1) 消防団員は消防団長から任命される

皆さんは辞令を見てもお分かりのように、消防団員は消防団長に任命権があります。

#### (2) 消防団への入団または退団は自由である

消防団への入団は義務でもなく、また強制されるべきものでもありません。本人の自由意思によります。但し行政処分などで免職させられることはあります。

#### (3) 個人としての活動は自由である

消防団員が個人として政党に入党したり、公職の候補者になったり、選挙運動をしたりすることは自由です。

#### (4) 他の公職と兼ねることが出来る

消防団員は団員であっても他の公職に就任して差支えありませんが、一定の手續等が必要な場合があります。

## 消防団員の権限

## 1. 緊急措置

(1) 消防団員は、消火活動や人命救助の必要があるときは、消防対象物などを使用し、処分することなどができます。（消防法第 29 条第 1 項）

(2) 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることができます。（消防法第 29 条第 5 項）

## 2. 優先通行及び緊急通行

消防隊は、一刻も早く消火活動に着手できる車両の通行においても特別の権限が与えられております。

### (1) 優先通行

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車両などは道路を譲らなければなりません。（消防法第 26 条）

### (2) 緊急通行

消防隊は、火災の現場に到着するため緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない道路などを通行することができます。（消防法第 27 条）

## 3. 消防警戒区域の設定

火災の防ぎよ活動を効率的に行うため、火災現場では区域内に定められた者以外の出入りを禁止することができます。

火災の現場においては、消防団員は消防警戒区域を設定して命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りの禁止、制限ができます。（消防法第 28 条）

## 4. 応急消火対策と情報提供

(1) 火災が発生したときは、消防対象物の関係者などは、消防隊が火災の現場に到着するまで消火や延焼防止、人命の救助を行わなければなりません。（消防法第 25 条第 1 項）

(2) 火災の現場においては、消防団員は消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助を要するものの在否、延焼の防止、人命救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができます。（消防法第 25 条第 3 項）

## 5. 消防団員の立入検査等

消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、消防団員に立入及び検査又は質問をさせることができる。（消防法第4条の2）

## 女性消防団員

### ○生い立ちは

出漁等により長期間男性が不在となることから、男性に代わって島を火災から守るため、明治43年3月、山形県酒田市飛島に組織された「婦人火防組」が我が国最初の婦人消防組とされ、大正3年正式に消防団員になりました。

### ○身分は

男性消防団員と全く同じで、特別職の地方公務員ですから、ボランティアとしての婦人消防隊員や婦人防火クラブ員とは異なります。

### ○人数は

昭和63年女性の消防団活動への参加を促進するための施策が打ち出され、日本消防協会でも女性消防団員10万人確保事業をスタートさせました。女性消防団員を採用する消防団は年々増加していますが、目標とする数値には至っていません。女性消防団員の推移は次のようになっています。

平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
3,363	4,150	4,939	5,902	6,796	7,595	8,485	9,468	10,176	10,776	11,597	12,440	13,148	13,148

### ○活動内容は

地域によって異なりますが、災害活動の他に独居老人宅の防火訪問、住民や事業所への防火指導、応急救護指導、広報活動等火災予防面の活動が中心になっています。毎年、火災の中で大きな割合を占める住宅火災を防ぐため、女性の視点が期待されています。

提供：財団法人日本消防協会



紙芝居などを通じて子どもたちに火災予防を

呼びかける女性消防団員

（長久手町女性消防団員）

